

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

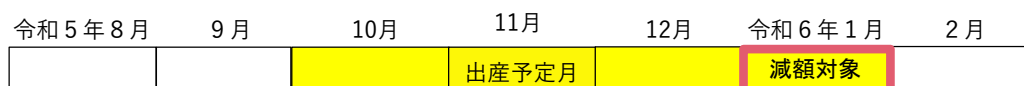
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年税額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。（法律の施行が令和6年1月1日のため。）

■ …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出について

- 「出産育児一時金の医療機関への直接支払い請求」を利用される方は、届出は不要です。利用されない方、または、国保被保険者であるが社会保険から出産育児一時金の支給を受ける方は次の書類をお持ちになり、保険給付課で届出をしてください。

- ① 届出書（市ホームページから取得、または保険給付課窓口に備えています）
- ② 出産予定日、単胎・多胎の別を確認することができる書類（母子健康手帳など）
- ③ 窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証など）
該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、委任状（別世帯の方が手続きする場合）

【問い合わせ先】 須賀川市生活部保険給付課国保税係 TEL 0248-88-9136